

随 想

綸言汗の如し

八 木 三 男

一、

『平家物語』巻三の話である。白河天皇の後の懷妊を祈禱によつて成功させた三井寺の頼豪阿闍梨が、その褒賞問題*で天皇の違約に抗議して干死にした(断食による餓死)。死ぬ間際に恐ろしげなる声で「天子には^{はたらね}戯の詞なし、^{りんげん}綸言汗の如しとこそ承れ」といった。その後、頼豪は怨霊になつて祈禱によつて授かった白河天皇の皇子を呪い殺した。

*この内容には三井寺と延暦寺の歴史的抗争問題も含まれており、説明が煩瑣になるので省略する

「綸言汗の如し」とは、中国の『漢書』にある言葉で、天子がいったん口から出した言葉は汗が再び体内に戻らないように取り消すことができない、という意味である。綸言はもともと藏人が勅命を受けて書いた文書である^{りんし}綸旨と同様の意味だったが、『平家物語』のように、天子の口からでた言葉もいうようになった。

最近報道された十月二十八日の天皇の秋の園遊会において、東京都教育委員の棋士米長邦雄の発言に応じた天皇の言葉の意味を、「綸言汗の如し」と関連づけて考えると、どうなるか。しかし、この言葉は権力を一身に収攬した専制君主と臣下、臣民との関係を示し

ており、政治権限をなにもたないいまの憲法下の天皇制には当てはまらない言葉ではあるだろう。しかしそれでもどうなるかである。

二、

話是这样である。天皇が招待された人一人ひとりに声をかけてきて、米長邦雄氏のところで「教育委員のお仕事ご苦労さん」と声をかけたのに対して、米長氏は「日本中の学校で国旗を掲げ、国歌を斉唱させることが私の仕事でございます」とやや勇んだ調子で答えた。これに対して天皇は「やはり、強制になるというものでないのが望ましい」と応じた。米長氏は「もうもちろんそう、……本当にすばらしいお言葉をいただきありがとうございます」と答えた（『朝日新聞』十月二十九日）

「もうもちろんそう」といった米長氏の慌てた様子や取つて付けたような「すばらしいお言葉」といい、はなはだしまらない。大体、米長氏が事態の意味をわかつていつているのかどうかも判然としない。予想外の天皇の言葉だったのだろう。その日の記者会見で石原東京都知事は「強制ではない」と逃げをうった。

天皇の発言は憲法に沿った極めて常識的な内容で、普通なら政治的発言とはいえないだろう。細田官房長官は天皇発言が政治発言には当たらないと必死になっていつていたが、しかし、天皇と米長の関係つまり東京都が現にやっている日の丸・君が代をめぐる教員弾圧、研修という名の思想改造などとの関連では明らかに政治的発言になるだろう。この政治的発言は内閣の助言と承認によらない政治行為であるから、憲法に抵触し憲法違反になる。

周知のように、天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認が必要であり（憲法第三条）、天皇は憲法に定めた国事に関する行為だけができ、国政に関する権能をなにとついてもつけない（第四条）。天皇ができる国事行為も、その内容は第七条によって法律を公布するなどの儀礼的な一〇項目に限定されている（例示ではない）。

しかし、今度の場合、公式場面であっても、憲法違反を天皇に帰するのは酷な話だろう。都教育委員米長の発言は予め用意していたと思われるきわめて政治的なもので、現在進行中の東京都における日の丸・君が代をめぐる教育におけるいわばテロリズム（恐怖政治）

を一教育委員が全国に広げたいと天皇にいつているのである。「斉唱させる」とまでいい、権限を逸脱した妄想のような政治的発言である。

昭和天皇のように「あア、そう、すっかりやりなさい」といえば、そのテロリズムを積極的に承認したことになるし、「そう」や「そうですか」といっただけでも、また仮に黙って頷いただけでも暗黙の承認を与えたことになるようなシチュエーションだろう。米長は狡猾にもその辺を狙ったものと思われる。天皇は難しい立場にたたされたのだ。米長にしてみれば、天皇の反論は予想外で、日の丸・君が代は(近代)天皇制の象徴で天皇はテロリズムに賛成にきまっているとタカをくくっていたのだと思われる。あるいは褒めてもらえたとさえ思っていたかもしれない。

天皇には内閣の承認や助言を受ける暇はなかった。とつさのことにしても、よくぞ勇気を奮って、きちんと道理に合った発言をしてくれたと感心する。あのシチュエーションであれ以上の発言は考えにくい。天皇は報道を通じて東京都の教育のテロリズムをにがにがしく思っていたのに違いない。

三、

天皇は憲法九十九条によって、基本的人権を保障した憲法を擁護し遵守する義務を負わされているのである。その義務を履行したいという意欲は、昭和天皇が戦中戦後に果たした非人間的、犯罪的行状の反省のうえにたっているのかもしれない。昭和天皇は大元帥として侵略戦争を決断しただけでなく、作戦会議をその軍事知識をもつて積極的に指導し、戦果をあげた将兵をその都度褒賞し激励してきた。戦後は戦後で、戦争責任を文学的あやとしてはぐらかし、戦争だから原爆は仕方がないといったり、ソ連の脅威に対抗するため「アメリカが沖繩を始め琉球の他の諸島を軍事占領することを希望し」それも二五年ないし五〇年という長期がよいと、マッカーサーに要請したりしたのである(『昭和天皇独白録、寺崎英成・御用掛日記』)。現天皇は敗戦時小学六年生で、直接の戦争責任はないが、父親が徹底して戦争責任を回避したために、客観的には世襲者としてその責任をも引き継がざるを得ないと思われる。

そこで「綸言汗の如し」だが、大日本帝国憲法や教育勅語に郷愁をいだく巨米長のような者にとつては、

天皇の「お言葉」は特別の意味をもつはずのものであるから、臣下としては従わざるを得ない。伝統的には天皇にしても臣米長としても「繪言汗の如し」は非常に重いものである。

いまは日本の天皇制はきわめて安定した時期にあるだろう。戦前のように天皇制の廃止を掲げる政党はないし、日本共産党も現憲法の厳密かつ誠実な実現を掲げ、天皇が「国政に関する権能を有しない」などの制限規定の厳格な実施を重視し、天皇制の存廃問題を将来の国民の判断に委ねたのである。

天皇家自体も大きく変わってきている。戦後一貫して現天皇の家族を通じて、メディアが理想的な家族を演出してきたが、ここに来て皇太子妃の病症の問題でいろいろな困難があることが国民にわかってきた。イギリス王家のきわめて人間臭い破綻的状况を反映して、国民も天皇家を人間臭い目で見えるようになったのだとおもう。

四、

天皇家という一家族のために膨大な国家予算と宮内庁や皇宮警察など多数の人員を充てることにわたくし

は賛成できず、天皇制自体にも否定的だが、天皇制のいまの安定は現天皇家の努力もあったと思われる。

たとえば、雲仙普賢岳の大噴火による災害避難所を公的に見舞った天皇夫妻が、坐っている罹災者の目線に合わせるために跪いた光景を見て、わたくしは率直にある感動を覚えた。日本有史以来初めてのことでないかと思つたからである。それは夫妻の前に避難所を訪れた海部首相が立つたままであつたのと対照的だつた。

昭和天皇以前の天皇は「陛下」といわれるように、公式場面では、臣下は常に一段下におり、天皇は臣下と同レベルにはいないのが原則であり、天皇が跪くなどはありませんでした。

こんな話も聞いたことがある。宮中には三殿（寶殿、皇靈殿、神殿）があつて、天皇家の私的行為として、天皇は時に応じて参拝するが、そのなかには六月二十三日の沖繩陥落、八月六日、九日の原爆投下、十五日の敗戦の日がはいつていて、この日である。敗戦の日の鎮魂の祈りに日本の侵略で殺された二千万人のアジア人も含まれているかどうかは知らないが、他の日には原爆や戦場で犠牲になつた日本の一般市民が確実にい

る。死ねばみな「ほとけ」になる日本の伝統^{マダ}だと強弁して、東条以下の戦犯も祀る靖国参拝だけに拘る日本^{マダ}の首相以下の支配層の感覚とは雲泥の差である。天皇の靖国参拝の実現を公言し、天皇の權威の政治的利用をたくらむ石原都知事とは天地の開きだ。彼らには犠牲になつた無辜の民への想いはない

* 賢所は天照大神の御盥代としての仿製^{ヤミモノ}の八咫鏡をまつり、

皇靈殿は歴代の天皇靈、神殿は天神地祇を鎮祭する。

※みんな「ほとけ」になつてあの世にいくとは限らない。柳田国男『祖先の話』には次のようにある。日本人の志は「たとえ肉体は朽ちて跡なくなつてしまはうとも、なほこの国土との縁は絶たず、毎年日を定めて子孫の家と行き通ひ、幼い者の段々と世に出て働く様子を見たいと思つて居た」「最後は成仏であり、出て来るのは心得ちがひでもあるかの如く、頻りに遠い処へ送り付けようとする態度を僧たちが示したのは、余りにも一つの民族の感情に反した話であつた」。盆行事は死後も靈魂はこの世のどこかにとどまり、日を定めて子孫を訪ね饗応をうける行事だ。東条以下がお盆にでてきて小泉や石原を励ましているのである。

園遊会における天皇の発言に対してメディアもどの政党も市民団体も一様に腰が引けているのは、扱い

が微妙で厄介だからである。日本の改憲的支配層は無視したいし、日の丸・君が代強制反対派や革新陣営も、この発言をそれこそ「錦の御旗」にして公然とかざして、政治的に利用することはできない。改憲勢力や右翼が權威主義的、謀略的にやりそうなことはできないからである。しかし、憲法の精神に沿つた天皇発言は「君が代・日の丸」勢力にとつては「綸言汗の如し」でなければならぬ。戦後六〇年かけて日本國民が闊いとしてきた平和と民主主義は少なくとも米長や石原らが考へているものよりはるかに重いものであろう。十一月六日、天皇夫妻が中越地震の被災地にはいった。やはり、避難所で睡いて被災者と懇談し励ました。

(やぎ みつお・にいがた県民教育研究所所長)

